令和4年7月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等に ついては〇で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和4年7月8日(金曜日) 午後1時30分
- 2. 開催場所 くすまちメルサンホール 2階 学習室
- 3. 出席農業委員
 - 1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
 - 4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
 - 6番 武石 俊一(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)
- 4. 出席農地利用最適化推進委員
 - 1番 小雲 基廣 2番 (欠席) 3番 衞藤 榮一
 - 4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邉 清文
 - 7番 (欠席) 8番 藤本 哲朗 9番 (欠席)
 - 10番 帆足 智己 11番 松方 洋一 12番 栁井田英徳
- 5. 議事日程
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願いについて
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農用地利用配分計画の決定について
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続)

- 報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について
- 報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

 事務局長
 藤原
 八栄
 主幹(統括) 梅木
 嘉子

 主査
 渡邉
 智美
 主査
 繁田
 寿美

7. 会議の概要

事務局長

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただ今より令和4年7月定例総会を開催します。

新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスク の着用に、引き続きご協力よろしくいたします。

着席して進めさせていただきます。

会長あいさつをお願いします。

会長

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、会を進めさせていただきます。

農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。

次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。

また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。

それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。

以後の議事の進行につきましては、会長よろしくお願いします。

議長

本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、 6番副会長よろしくお願いします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。

番号1、大字森字郷町○○○番で、登記簿地目は田で、面積 1,960㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、○の○○○○ さんで、譲受人は、○の○○○○さんです。申請事由は、譲渡人の 要望で贈与です。担当委員は、7番会長です。

議長

それでは担当委員の説明ですが、

番号1を私が説明します。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。6月19日、申請者、推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、大字森字郷町〇〇〇番、地目は田で、面積は1,960㎡です。〇〇〇〇〇から森川を渡って100mほどのところに位置しています。権利の内容は、贈与による所有権の移転です。譲渡人が高齢のため、今回の申請となったようです。譲受人は兼業農家で、トラクター等を所有し、農業従事者は2名おり、取得後の耕作に問題ありません。以上です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

議長

無いようでしたら採決します。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員

(全員举手)

議長

全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申 請について事務局説明お願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請です。 番号1、大字山浦字大原野〇〇〇番〇〇で、登記簿地目は畑、 面積2,441㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用 目的及び転用理由は、農地造成で、公共工事に伴う残土受入れ場所 提供による高さの調整です。農地の区分は、第1種農地と判断され ます。担当委員は、6番副会長です。

番号2、大字山浦字大原野〇〇〇番〇〇〇で、登記簿地目は畑、面積3,781㎡のうち、909㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農地造成で、公共工事に伴う残土受入れ場所提供による高さの調整です。すでに、造成済の部分があるため、一部追認となります。農地の区分は、第1種農地と判断されます。担当委員は、6番副会長です。

番号3、大字山浦字大原野〇〇〇番〇〇〇で、登記簿地目は畑、面積6,876㎡のうち、2,510㎡です。申請人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農地造成で、公共工

事に伴う残土受入れ場所提供による高さの調整です。すでに、造成済の部分があるため、一部追認となります。農地の区分は、農用地区域内です。担当委員は、6番副会長です。

以上、3件です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1~3を6番副会長、お願いします。

農業委員

3件とも農免道路に関する事案ですので、まとめて報告いたします。7月4日、申請者はそれぞれ3名の所有者がおります。現在、○○から○○○○に抜けるところに道を作っています。部分、部分の工事で残土の置場がなく、工事が終わるのが3年後ということで、終わった後に農用地に戻すということです。番号1の○○さんは高齢で○○○に入っております。農免道路の工事に伴って、隣接の○○さんがトマトを作っておりますが、その上の畑に、残土を入れるということです。2番目の○○さんは、○○さんのところより下のほうになるのですが、すでに土が置いております。残土を利用していずれは3枚の畑を一枚にしたいということです。番号3の○○さんのところは、○○○○○○○○○○に抜けて県道に出て少し南に進んだ所です。そこも窪地なのですが、3年かけて残土によるかさ上げを行います。○○さんのところは耕作者が近くでネギを植えています。一時転用です。よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑はありませんか。

事務局

補足説明をします。議案の参考資料集をお開きください。 (一時転用の許可基準の説明)

農業委員

一部追認とありますが、内容の説明をお願いします。

事務局

これは県の事業になるのですが、あくまで申請は所有者になります。先に一部土を入れてしまったということで、始末書を提出していただいています。

事務局長

この工事は県の発注で、第1大原野と第2大原野を結ぶ農免道路 になります。ちょうど今年ひと山工事するのに残土が大量に出て、 それを処理するのも費用が掛かるので、大原野の近くで残土処理が できないかと今回の形となっております。県のほうが先に許可をも らって工事しなければならない所にすでに土を入れてしまってい るので、私のほうから注意をさせていただきました。

議長

他に、質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申 請について事務局説明お願いします。

事務局

番号1、大字山下字小原〇〇〇番、登記簿地目は畑で、面積は525㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は農家住宅の建築で、転用理由は、自己の住宅建築のためです。担当委員は、5番委員です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1を5番委員、お願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。7月4日、申請者の○○さんと○○さんの息子さん、推進委員、事務局と現地立会いを行いました。土地の所在は大字山下字小原、○○地区の中央辺りで周りは田んぼや畑があります。その畑を転用して宅地を建てたいということです。○○さんはその畑の隣が実家です。実家には母親が一人で、結婚を機に実家の横に家を建てたいということです。転用目的は農家用住宅ということで、許可後11月までに完成させる計画です。また、土砂の流出、崩壊など災害の発生はないと思われます。排水については、横の宅地に排水を通し、既存の排水と一緒にして水路に流す計画です。

議長

それでは、質疑はありませんか。

事務局

補足説明をします。議案の参考資料集をお開きください。 (第1種農地の許可の例外の説明)

議長

他に、質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。

議長

次に、議案第4号、非農地証明願いについて事務局説明お願いし ます。

事務局

議案第4号、非農地証明願いについてです

番号1、大字大隈字宮田〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の3筆で、登記簿地目はすべて田んぼで、合計面積は、2,991㎡です。申請者及び所有者は、〇〇市の〇〇〇〇さんで、平成14年3月27日に、転用許可を受けて、事業用地に転用しましたが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、3番委員です。

番号2、大字山浦字下ノ園〇〇〇番、〇〇〇〇番の2筆で、登記簿地目は畑で、合計面積は、128㎡です。申請者及び所有者は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。24年以上前からすでに駐車場として利用していていましたが、地目を変更していなかったためです。担当委員は、6番副会長です。

以上2件です。

議長

それでは、担当委員の説明を 番号1を3番委員、 番号2を6番副会長、お願いします。

農業委員

番号1の調査結果を報告します。7月6日に、建物を管理している会社の方と、推進委員と事務局で現地確認をしました。土地の所

在は、大隈の〇〇〇〇のところです。転用許可を受けたのが平成14年3月で、許可を受けたということで事業用地に転用しましたが、地目を変更していなかったということです。所有権は〇〇さんのままで、土地を賃貸して、管理会社が建物を建てて〇〇〇〇に貸しているということです。今後は、所有権の移転はせず、現状のまま管理する計画です。

推進委員

現状、申請者の話で間違いないのですが、完成した後に税務課とかが立ち会うと思うので、追随して地目変更の指導をしていただくと良いと思います。農業委員会としても指導して良いと思いますが、税務課にそういうことを少し話をするようにしてもらえないものですか。

事務局長

税務課長と話をしてみます。

議長

番号2について、説明をお願いします。

農業委員

番号2の調査結果について報告します。大字山浦字下ノ園の件ですが、場所は山浦の〇〇の〇〇〇の裏になります。推進委員と事務局と、申請者が高齢のため、2人の娘さんと現地確認を行いました。24年前からこのような状態で、上にある〇〇さんという家を新築する際に、駐車場がないということで貸して、今はコンクリートを打ってあります。申請者とは親族同士で、今も駐車場として使っています。娘さんたちはいつから農地でなくなったかはわかりませんと言うことで、当時の領収書の控えがあり、駐車場としての年数が経っているということです。

推進委員

○○さんの亡くなったご主人は県に勤務されていて、ほとんど山 浦には住んでいませんでした。昔から農地として管理している状況 ではなかったです。

議長

それでは質疑はありませんか。

推進委員

番号1ですが、平成14年に転用許可を受けていて、また今回申 請があるということは2度もかかることになるのではないですか。

議長

事務局は、補足説明をお願いします。

事務局

番号1についてですが、平成14年度に許可を受けたことは役場にある許可書の控えで確認しております。当時の許可書をまだ持っていれば20年以上前であっても有効です。今回は許可書をお持ちでなかったということです。許可書の再交付はできないのですが、ここ10年以内であれば許可を出したという証明を県が行ってくれます。ただ10年以上前となると県も証明はしませんので、その場合、非農地証明願いというもので対応し、地目を変更してもらうことになります。

本日お配りした参考資料集をお開きください。非農地証明願いについて説明します。

(非農地証明願いの説明)

番号2については、20年以上前から非農地であったということを証明するものがないといけません。先ほど副会長からも説明がありましたが、駐車場として使っている20年以上前の写真、駐車場として貸していた時の当時の領収書の控えがあり、玖珠町税務課が出した過去の課税明細書をお持ちでしたが、課税地目がすでに農地ではなかったことから、非農地証明願いの基準を満たすと総合的に判断しました。

農業委員

番号1は借地ですか。

事務局

許可は貸借で出ております。現在も借地のままで、建物は○○○ ○○○の関連会社が所有し、今回、契約更新にあたって、地目が 変更していないことに気づいて、この申請となりました。

農業委員

番号1、2は法律上何か問題がありますか。

事務局

番号1、2はそれぞれ状況が異なりますが、番号1については許可をすでに出しているので、所有者が地目を変えなければいけないので、農業委員会で許可を取った後、所有権移転や地目変更を行うよう指導はしています。ただ、実際するしないは所有者の責任になりますが、地目変更をしない場合法務局のほうでの罰則規定はあります。番号2については、許可を取っていないのですが、今後地目を変更するということでの申請となっています。今回の2件につきましては、地目変更をする目的での申請となっております。

農業委員

税金についてはどうなってますか。

事務局

税金も現況で判断します。番号1については宅地で課税されています。申請の中には課税地目も変わっていない所がありますが、農業委員会の議案の内容は税務課にも渡しています。それを見て、税務課も現地を確認して課税を変更しているようです。

農業委員

許可を出した後は、必ず地目を変更するよう説明するということで、事務局お願いします。

事務局

質疑がなければ採決をとります。議案第4号、非農地証明願いにについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第4号、非農地証明願いについて、原案どおり決定し、証明書を交付します。

議長

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。利用権の設定 の新規ですが、

3年未満が 1件で、 1,304㎡、

10年以上が 3件で、 15,289㎡、

以上、合計 4件で、面積が 16,593㎡です。

議案第5号について、1点補足いたします。

利用権設定の中で、中間管理機構を利用した一括方式の設定が一件あります。議案第5号3ページに記載しておりますので、ご一読ください。以上です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。 次に、議案第6号、農用地利用配分計画の決定について、事務局 説明お願いします。

事務局

別冊の議案第6号の1ページをご覧ください。

今回の配分計画書の内容は、農地中間管理機構を介した使用貸借です。

1件で、地目は、田で、面積が3, 457㎡です。 詳細は、議案をご一読ください。以上です。

議長

質疑はありますか。

議長

無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手 をお願いします。

農業委員

(挙手)

議長

全員賛成です。議案第6号については、原案どおり承認します。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書が1件出されております。内容は相続による所有権の移転です。詳細は、ご一読ください。

報告第2号、農地法第18条合意解約通知書が1件出されております。詳細は、ご一読ください。

報告第3号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が1件報告されています。法人は、四日市の合同会社いろどりです。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。以上です。

議長

何か質疑はありませんか。

議長

無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。

	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会7月定例総会を閉会します。